

環 備 - 1 5 1  
平成 2 8 年 5 月 2 0 日

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会  
会長 山岡 緑三郎 様

秋田県生活環境部長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反被疑者の検挙について（通知）

日頃より本県の廃棄物行政に御協力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、平成28年5月16日付け事務連絡で環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課から別添のとおり情報提供がありました。

つきましては、土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。）に伴い生ずる廃棄物の適正処理について、貴協会の会員に周知して下さるようお願いいたします。

《担当》

環境整備課廃棄物対策班 山田

TEL：018-860-1624

FAX：018-860-3835



事務連絡  
平成 28 年 5 月 16 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

廃棄物の処理及び清掃に関する法令違反被疑者の検挙について（情報提供）

日頃より産業廃棄物対策に御尽力いただきまして感謝申し上げます。

さて、今般、警視庁より廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 12 条第 5 項、第 14 条第 15 項、第 14 条第 16 項及び第 16 条の違反事例について、別添のとおり情報提供がありましたので、周知いたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 34 号）において、土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。）に伴い生ずる廃棄物（以下「建設系廃棄物」という。）の処理責任を明確化しました。これは、建設系廃棄物の排出事業者責任を明確にし、廃棄物処理に係る適正かつ効率的な行政運営によりその適正処理を確保し、ひいては生活環境の保全に資するため、建設系廃棄物については、解体工事等の個別の工事の作業を担当している下請負人ではなく、当該工事を発注者から直接請け負い、その全体を掌握して総括的に指揮監督・管理している元請業者が排出事業者として処理責任を負うこととしたものです。

排出事業者の処理責任の履行を徹底し、また産業廃棄物の不適正処理を防止するため、産業廃棄物処理の委託基準や再委託基準、受託基準の強化・明確化を行ってきたところであり、排出事業者及び産業廃棄物処理業者等においては、当該基準を遵守することが極めて重要です。

当該法の趣旨を踏まえ、貴職におかれましては、今般の事案も参考に、建設業者等の事業者に対する建設系廃棄物の処理に係る指導徹底及び不適正処理の防止等に努めていただきますよう改めてお願いいたします。また、本事案につきまして、関係団体や貴自治体内の関係部局に対して貴職より周知をお願い申し上げます。

**【担当】**

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
産業廃棄物課 小久保、松岡  
電話：03-3581-3351（内線 6894）  
FAX：03-3593-8264  
E-mail：hairi-sanpai@env.go.jp



生 環 . 環 4 第 2 2 1 号  
平 成 2 8 年 4 月 2 2 日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
産 業 廃 棄 物 課 長 殿

警視庁生活安全部生活環境課長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反被疑者の逮捕について(情報提供)

警視庁生活安全部生活環境課は、みだしの違反事件に関して、被疑者6名を逮捕するとともに、被疑会社5社及び被疑者7名を東京地方検察庁へ書類送致した。このような不適正処理事案が再度発生することがないよう情報提供する。

また、都道府県等の産業廃棄物担当部局にも貴職より周知願いたい。

1 逮捕年月日

平成28年1月26日(平成28年1月28日送致)

2 被疑会社(両罰規定)【5法人】

【委託基準違反】

A 商 号 株式会社CreamLink  
所在地 神奈川県藤沢市

【受託禁止違反】

B 商 号 株式会社ライフプロジェクト  
所在地 神奈川県横浜市

【再委託禁止違反】

C 商 号 株式会社坂口総建  
所在地 神奈川県横浜市

D 商 号 有限会社M南工業  
所在地 千葉県市川市

E 商 号 株式会社小島工業  
所在地 埼玉県さいたま市

3 被疑者(平成28年1月26日通常逮捕)

【投棄禁止違反】

甲 24歳  
住居 東京都東大和市  
職業 無職(元解体工事業従業員)

【委託基準違反】

乙 46歳  
住居 神奈川県藤沢市  
職業 会社役員(株式会社CreamLink 代表取締役)

【受託禁止違反】

丙 39歳  
住居 神奈川県横浜市



職業 会社役員(株式会社ライフプロジェクト取締役)

【再委託禁止違反】

丁 32歳

住居 神奈川県藤沢市

職業 会社役員(株式会社EFFECT代表取締役)元株式会社坂口総建

【再委託禁止違反】

戊 41歳

住居 千葉県柏市

職業 無職(元有限会社M南工業)

【再委託禁止違反】

己 49歳

住居 埼玉県さいたま市北区别所町52番地22

職業 会社役員(株式会社小島工業代表取締役)

【受託禁止違反(書類送致)】

庚 24歳

住居 東京都福生市

職業 自営業(解体工事業)

5 事案の概要

本事案については、解体工事現場から排出された産業廃棄物の処理過程において、被疑会社各々が、請け負い当初から自ら適正に処理する意思がないにもかかわらず、中間マージン(中抜き)欲しさに、下請け業者への解体工事一式(処理を含む。)の委託を無責任に繰り返したことで、最終的に処理能力の低い無許可解体業者によって不法投棄がなされたという、一部建設業界でいまだに横行しているブローカー行為に起因した不適切行為の典型的なケースであり、遵法精神に著しく欠ける悪質事案である。

6 適用法令・罰条

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、廃掃法)

(1) 投棄禁止違反

規定 第16条

罰則 第25条第1項第14号5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科)

(2) 委託基準違反

規定 第12条第5項

罰則 第25条第1項第6号5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科)

両罰 第32条第1項第2号(1,000万円以下の罰金)

(3) 受託禁止違反

規定 第14条第15項

罰則 第25条第1項第13号(5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科)

両罰 第32条第1項第2号(1,000万円以下の罰金)

(4) 再委託禁止違反

規定 第14条第16項

罰則 第26条第1号(3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科)

両罰 第32条第1項第2号(300万円以下の罰金)

# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反事件

